

【判例研究】

仮想通貨（暗号資産）取引所の破産手続において同取引所の顧客が主張するビットコイン返還請求権につき判示した事例（東京地裁平成30年1月31日判決）

原 謙 一

〔破産債権査定異議事件、東京地裁平29年（ワ）第10977号、
控訴、判例時報2387号108頁〕

【事 実】

Xは訴外A社の運営していた取引所（以下、「本件取引所」とする）の利用者である。A社は仮想通貨交換事業等（利用者間の仮想通貨であるビットコインの売買仲介のほか各国の通貨の預かり業務）を行い、インターネット上でビットコインに関する本件取引所を営む株式会社であった。

しかし、A社は東京地方裁判所に破産手続開始の申立てを行い、同裁判所は、平成26年4月24日、A社について破産手続開始決定をし（以下、Aを「破産会社」とする）、Yが破産管財人となっている⁽¹⁾。

(1) 判例時報2387号109頁の匿名解説によれば、本件のAは本文で後述の東京地裁平成27年8月5日判決で登場するマウントゴックス（Mt.GOX）社と同一のことである。同社は、その前身企業が設立された当初は世界で唯一のビットコイン取引所であったところ、2011年にマルク・カルプレス氏が事業譲渡を受け、2012年4月1日からMt.GOX社としてサービス提供を開始しているようである（マルク・カルプレス『仮想通貨3.0』〔講談社、2019年〕34～35頁を参照）。この事業譲渡後も世界のビットコイン取引の70%を扱うなど（岡田仁志＝高橋郁夫＝山崎重一郎『仮想通貨 技術・法律・制度』〔東洋経済新報社、2015年〕215頁を参照）、ビットコインの取引において、当時、世界でも重要な位置づけにあった企業といえる。なお、本文記載のとおり当初は破産手続が進行していたものの、本判決の後、平成30年6月には民事再生手続が開始され、これにともない従前の破産手続は中止され、引き続きYが再生管財人を務めている（東京地方裁判所平成29年（再）第35号再生手続開始申立事件）。これは破産手続進行中にビットコインの急激な値上がりが生じ、財団のビットコインが巨額に膨れ上がり、債権者全員に弁済可能となったからであると言われている（前掲・マルク・カルプレス57～58頁を参照）。

上記破産事件において、平成27年5月28日、Xはi) ビットコインの返還請求権及びii) これに附帯する遅延損害金請求権として、表1のとおり7つの破産債権を届け出た(なお、債権のうち①～⑥については、本件取引所を利用するためのアカウントに付されたユーザーネーム(UN)を具体的に主張し、⑦はユーザーネーム不明として購入時のメールアドレスを具体的に主張している)。

【表1】⁽²⁾

破産債権	i) 元金	ii) 遅延損害金	アカウントのユーザーネーム
①	1,251万4,530円	14万8,118円	UN1
②	7,508万7,180円	88万8,703円	UN2
③	2億3,927万7,813円	283万2,000円	UN3
④	2億6,530万8,036円	314万0,084円	UN4
⑤	1億5,017万4,360円	177万7,406円	UN5
⑥	1億1,513万3,676円	136万2,678円	UN6
⑦	8億9,453万8,604円	1,058万7,415円	不明 ただし、<略>.comというドメインのメールアドレスを有するアカウント

これを受けて、Yは上記各債権について本件取引所の取引を記録したデータベースを検索し、ビットコインの残高を調査したところ、破産債権①についてはX主張のとおりユーザーネームを有するアカウントが確認されたものの、当該アカウントの残高は0.05124001ビットコイン(約2,564円)であった。

また、②～⑥の破産債権についてはXの主張するユーザーネームを有するアカウントは発見できず、⑦については<略>.comというドメインのメールアドレスを有するアカウントは確認できたが、当該アカウントの残高は0ビットコインであった。

したがって、Yは上記調査結果に基づき、Xの届出債権①について2,564円及びこれに対する遅延損害金30円の存在を認め、その余については全て認めない旨の認否を行ったところ、Xは、平成28年6月24日、東京地方裁

(2) 本文の【表1】記載の元金及び遅延損害金の金額は金商1539号9頁の匿名解説を参照した。

判所に対して自己の届け出た前記各債権につき破産債権査定の申し立て（破産法125条1項本文）を行った。同裁判所はXの申し立てを受け、平成29年3月2日、Xの届出債権についてYの認否とおりの査定をする旨の決定（破産法125条3項）をした。

これに不服のあるXは、平成29年4月3日、同決定を自己の届け出どおりに変更すべきとして、Yに対して破産債権査定異議の訴え（破産法126条1項及び4項⁽³⁾）を提起した。これに対して、Yは前記のとおり取引が記録されたデータベースで確認した残高で認否しており、その内容は正当であると反論している。

【判 旨】

上記の事実に対して、以下の判旨を述べたのが東京地裁平成30年1月31日判決（以下、「平成30年判決」とする）である⁽⁴⁾。

1 ビットコインに関して生じる債権とその額

まず、平成30年判決は、^(a)「ビットコインは、⁽¹⁾仮想通貨であり、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入、売却及び交換を行うことができる財産的価値

(3) 破産法125条1項本文括弧書では、「破産管財人が認めず、又は届出をした破産債権者が異議を述べた」破産債権を「異議等のある破産債権」とし、「破産管財人及び当該異議を述べた届出をした破産債権者」を「異議者等」と定義している。そして、破産債権査定異議の訴え（破産法126条1項）は、破産法126条4項では「異議等のある破産債権を有する破産債権者であるときは異議者等の全員を…被告としなければならない」とされているところ、これを前記の破産法125条と対比すると、本件は、破産管財人Yが認めなかった破産債権（異議等のある破産債権）を有する破産債権者Xが破産管財人Y（異議者等）を被告としたものである。

(4) 以下の判旨で数字番号付きのタイトル及び丸英数字は筆者がその後の解説の便宜のために付した。

を有する電磁的記録であって、②電子情報処理組織を用いて移転することができるものである(甲17、18。なお、平成28年法律第26号による改正後の資金決済に関する法律2条3項参照)」と述べている。

このような前提の下で、次に、b「ビットコイン(電磁的記録)を有する者の権利の法的性質については、必ずしも明らかではないが、少なくともビットコインを仮想通貨として認める場合においては、通貨類似の取扱をすることを求める債権(破産法103条2項1号イの『金銭の支払を目的としない債権』)としての側面を有する」と解しており、c「同債権(以下『コイン債権』という。)は、ビットコイン(電磁的記録)が電子情報処理組織を用いて移転したときは、その性質上、一緒に移転するもの」であり、d「Xは、Xが破産会社Aに対してビットコインの返還請求権を有するとして、破産債権の届出をしたものであるが、ビットコイン自体は電磁的記録であって返還をすることはできないから、Xは、コイン債権について、破産法103条2項1号イの『金銭の支払を目的としない債権』として、破産手続開始時における評価額をもって、破産債権として届け出たものと解される」と述べる。

以上から、e「Xが主張するように破産会社Aの代表者⁽⁵⁾がXのビットコインを引き出して喪失させたのであれば、既にビットコインは他に移転し、同時にコイン債権も他に移転したことになるから、破産手続開始時において、Xは破産会社Aに対し、コイン債権を有しなかったことになる。本件届出債権は、Xが破産会社Aに対してコイン債権を有することを前提とするものと解されるところ、その前提を欠くことになるから、Xの上記主張は、結論を左右するものとはいえない」と判示された。

2 債権額の判断手法

加えて、YがXの破産債権につき行った認否の手法についても以下のよ

(5) 前掲注(1)のマルク・カルプレス氏を指している。なお、同氏は本文で後述のとおり、マウントゴックス社に関連する問題につき刑事裁判の当事者となっている。

うに述べている。すなわち、「本件取引所において、利用者は、取引開始時にユーザーネーム及びメールアドレスを登録し、ビットコインを管理するためのアカウントを取得し、アカウントを通じてビットコイン又は通貨を保有してビットコイン又は通貨の取引を行うという仕組みがとられていたこと、破産会社Aは、本件取引所の利用者のアカウント情報(利用者が登録したユーザーネーム及びメールアドレス等、利用者のビットコイン及び通貨の残高)が記録されたデータベースを保有しており、Yは、本件破産事件における届出破産債権の認否については、届出破産債権と上記データベースを照合し、データベースに記録されたビットコイン及び通貨の残高の限度で届出破産債権を認めたこと、本件取引所においては、ユーザーネーム及びメールアドレスについて他の利用者が使用しているものと同じのものは登録できない仕組みとなっており、上記データベースにおいて、特定のユーザーネーム又はメールアドレスでキーワード検索をかければ、当該ユーザーネーム又はメールアドレスを有するアカウントを特定し、当該アカウントのビットコイン及び通貨の残高を確認することができること、Yは、本件破産事件において、届出破産債権の調査に必要となるデータの分析・調査・集計及びその他の機器等の調査をする上で、これらに関する専門家の支援を受ける必要があったため、破産裁判所の許可を得て、専門的知見を有する有限会社BのC及びD合同会社に業務を委託し、届出破産債権の調査についての支援を得たこと、以上の各事実が認められる。これらの事実からすると、破産会社Aが保有していた上記データベースを検索することにより得られる特定のアカウントのビットコイン残高には基本的に信用性が認められるものであり、これに基づくYの本件破産事件における届出破産債権の認否の内容についても信用性が認められる」と述べている。

3 結 論

「以上によれば、Xは、本件届出債権のうち、破産債権①について2,564

円及びこれに対する遅延損害金30円を有していることは認められるものの、その余の部分の有しているとは認められないから、本件の争点に関するXの主張は理由がない」。よって、Xの請求には理由が欠けており、東京地裁によって平成29年3月2日になされた査定決定は相当であり、これを認めるとの判断がされた。

【研究】

1 問題の所在及び本判決の意義

以上で見たように、平成30年判決はビットコインに関する債権の性質を明らかにしている。

ビットコインにはトークン (token) という技術が用いられている。すなわち、トークン保有者がこれを他者に移転・帰属させる場合、その時点で、トークンの秘密鍵を保有する者だけが、まず、①取引のデータを整え、次に、②自己の参加するネットワーク上の多数人にむけて移転のための取引データを送信可能であり、取引データが送信されると、当該取引の正確性・正当性につき他のネットワーク参加者が検証作業を行う。

この検証作業によって、③当該取引に問題がなければ、それはネットワーク上に連鎖的な形で記録される (この連鎖的記録によって構成される記録群を「ブロックチェーン」という)。最終的にブロックチェーン上に記録が残されることで、トークンの移転が完了し、新たな保有者にトークンが帰属するという技術的な仕組みである⁽⁶⁾。

このような移転がトークンに表章された金銭的な価値の帰属変更を目的としてなされる場合、それは支払・決済を目的としており、これをペイメ

(6) 技術の詳細は、さしあたり、原謙一「仮想通貨(暗号通貨)の法的性質決定及び法的処遇—ビットコインを中心として—」横浜法学27巻2号(2018年)83~94頁を参照。

ント・トークンと呼び、これが従来仮想通貨と呼ばれてきたものである。しかし、トークンに表章されるのは法的に承認された権限から、そうでないものまで多様であり、これらの金銭的価値以外の権限を表章する場合をセキュリティ・トークンやユーティリティ・トークンと呼んでいる⁽⁷⁾。

なお、ペイメント・トークンに該当する仮想通貨は平成30年判決以前の平成28年資金決済法の改正により、同法2条5項において「財産的価値」と定義された。しかし、前述のようにトークンの利用は支払・決済にとどまらず、国際的な動向としても用語の変化があったことなどから、令和元年の改正によって同法における「仮想通貨」との名称が「暗号資産」と改められた⁽⁸⁾（そこで、本稿では以後は基本的に暗号資産との表現を用いる）。

同時に、この令和元年改正では金融商品取引法も改正を受け、同法2条3項柱書においてセキュリティ・トークンについても規律され、これを「電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値」に表示される「電子記録移転権利」と定義づけ、有価証券に含めることで各種の金融規制を課すことになった⁽⁹⁾。

(7) トークンの分類については、芝章浩「暗号資産等の各種トークンと国際的動向」ビジネス法務19巻12号（2019年）125頁及び河合健ほか編『暗号資産・デジタル証券法』（商事法務、2020年）184～185頁 [田中智之] を参照。

(8) 名称変更の趣旨につき、小森卓郎ほか監修・守屋貴之ほか編『逐条解説 2019年資金決済法等改正』（商事法務、2020年）12～13頁 [小森卓郎、岡田大、井上俊剛、鈴木善計、小澤裕史、定森俊昌、大野由希、荒井伴介及び岡村健史] を参照。

(9) 改正後の金融商品取引法2条3項では資金決済法2条5項の「財産的価値」との定義が前提となっている。この資金決済法上のそもそもの定義は本文記載のとおり、平成28年改正以来のものである。これは、FATFガイダンスにおける「デジタルに取引可能であって、①交換手段（及び／又は）②計算単位（及び／又は）③価値貯蔵として機能する価値をデジタルに表象したもの」との定義を参照している（佐藤則夫監修・湯山壯一郎ほか編『逐条解説 2016年銀行法、資金決済法等改正』 [商事法務、2017年] 160頁 [佐藤則夫、湯山壯一郎、笠原基和、本間晶、波多野恵亮、富永剛晴、井町大慧、中村香織、鈴木善計及び関谷康太]）。このように、トークンという技術は金銭的な価値に対する人の支配権限を表章し、さらに、他の権限や情報をも表章する技術であり、それが本質である（前掲注(6)・原104～113頁を参照）。したがって、権限や情報が表章されることで、そこに財産的価値が生まれるのであれば、「表章あるいは表象」こそがトークンにとって重要なキーワードではないかと思われる。なお、金融商品取引法上における「財産的価値」に表示される「電子記録移転権利」と

ビットコインのような暗号資産につき、以上の業法的な金融規制の中での位置づけは明らかになった。しかし、いまだに暗号資産は私法上どのように位置づけた上で扱うべきであるのかは明らかになっておらず、これは問題として残されてきた。

特に、人と人の非接触を目指す社会においては、人と人との間を行き来する物に対しても、できる限り接触しないことが適切であろう。そうであれば、決済の場面ではキャッシュレス決済のひとつの手段として、また、決済以外の場面においても重要な取引手段として暗号資産の活用が見込まれ、その私法上の性質や扱いを明確にすることが必要となる。

このような中で、平成30年判決がビットコインと取引所の関係につき債権に言及したことは取引所との関係を明確化し、さらに、解明の必要がありながら未だ明らかとなっていない問題を改めて認識させた点で意義がある⁽¹⁰⁾。もっとも、後述のとおり、その判断には問題点も多く、今後の課題も大きい。

以下では、平成30年判決前後の関連する裁判例や学説などを概観した後に(「2 関連する裁判例」及び「3 学説の対立」)、平成30年判決そのものを検討して(「4 検討」)、最後に残された課題を述べる(「5 残された課題」)。

2 関連する裁判例

(1) 東京地裁平成27年8月5日判決

i) 事案・判旨

ビットコインの私法上の性質に関連する下級審裁判例として、このコインが所有権の客体か否かについて論じたものとして、東京地判平成27年8月5日(TKC文献番号25541521、以下「平成27年判決」とする)が存在する。

いう表現は、やや難解な点があると述べるものとして、「金融法学会《シンポジウムⅠ》暗号資産を巡る法的諸課題 質疑応答」金融法研究36号(2020年)49～50頁の本多正樹発言を参照。

(10) このことは、松嶋隆弘「判批」税務事例50巻6号(2018年)92頁が指摘する。

これは平成30年判決のA社(マウントゴックス社)が破産したことにより、同社の取引所にビットコインを預けていた原告が、当該ビットコインに対する所有権が存在しており、それを前提とした破産法上の取戻権を行使し、上記取引所の破産管財人Y(平成30年判決のYと同一人物)に対してビットコインの返還等を請求した事案であり、平成27年判決は以下のように述べている。

①所有権の客体となる要件

平成27年判決によると、「所有権は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利であるところ(民法206条)、その客体である所有『物』は、民法85条において『有体物』であると定義されている。有体物とは、液体、気体及び固体といった空間の一部を占めるものを意味し、債権や著作権などの権利や自然力(電気、熱、光)のような無体物に対する概念であるから、民法は原則として、所有権を含む物権の客体(対象)を有体物に限定しているものである(なお、権利を対象とする権利質〔民法362条〕等民法には物権の客体を有体物とする原則に対する明文の例外規定があり、著作権や特許権等特別法により排他的効力を有する権利が認められているが、これらにより民法の上記原則が変容しているとは解されない。)」と述べられ、さらに、「所有権の対象となるには、有体物であることのほかに、所有権が客体である『物』に対する他人の利用を排除することができる権利であることから排他的に支配可能であること(排他的支配可能性)が、個人の尊厳が法の基本原理であることから非人格性が、要件となる」と判示されている。

②具体的な検討

以上のような物に関する解釈論を前提に、ビットコインが所有権の客体となるか否かについては、前記の「有体性及び排他的支配可能性(本件では、非人格性の要件は問題とならないので、以下においては省略する。)」が認められるか否かにより判断すべきである」と述べ、この基準に即した具体的な検討を行っている。すなわち、ビットコインはインターネット上のネットワークを利用したものであり、「ビットコインには空間の一部を

占めるものという有体性がないことは明らかである」と判示した(なお、その後前記④で示した排他的支配可能性に関する検討をも行い、それを否定している)。

ii) 評価

平成27年判決は物に関する解釈についての通説的な立場からビットコインと所有権の関係を明らかにした点に意義があり、通説からみた民法の体系としては当然の結論と言える⁽¹¹⁾。

とはいえ、所有権以外の財産権は認められるのかなど、ビットコインのような暗号資産が人へ帰属するための正確な論理は課題として残された。

(2) 東京地裁平成31年3月15日判決

次に、マウントゴックス社に関連する刑事事件として、東京地裁平成31年3月15日判決(LEX/DB25562725、以下、「平成31年判決」とする)が存在する。

これは同社を運営する会社の全議決権を支配し、唯一の取締役であったマルク・カルプレス氏⁽¹²⁾が、①同社の業務に関連して、利用者より入金を受けた預貯金口座から自己や第三者名義の預貯金口座に計約3億円を振り込んだことが業務上横領罪・特別背任罪に問われ、また、②自己の取引アカウントの米ドル残高を増加させる電磁的記録を取引システムの電子帳簿上に作出・記録保存した各行為が、私電磁的記録不正作出・同供用罪に該当するとの理由で刑事訴追を受けた。

これに対して、平成31年判決は、①につき無罪、②につき有罪(執行猶予付き)と判断しているが、マルク・カルプレス氏側のみ控訴している。この判断には、有罪となった②部分についても刑事法学の領域から大きな批判がなされており⁽¹³⁾、今後の裁判の動向が注目される。同時に、後掲の

(11) ただ、有体性がないと判示した以上、排他的支配可能性にまで言及すべきであったかは疑問が残る。詳細は前掲注(6)・原117～120頁を参照。

(12) 同氏が平成30年判決にも関連することにつき、前掲注(5)を参照。

(13) たとえば、和田俊憲「Mt.Gox刑事事件の分析」慶應法学42号(2019年)461～475頁及び和田俊憲「判批」法学教室472号(2020年)139頁を参照。

「4 検討」で述べるように、刑事事件の有無が本判決の判断手法に若干関連するという評価もあり得よう（この点は後に詳述する）。

3 学説の対立

以上のように下級審裁判例では、ビットコインのような暗号資産が民法上の「物」でないことだけは一応明らかになっているものの、その私法上の性質（特に、無体の財としての暗号資産がどのように人へ帰属するのかという問題）に関する仕組みはいまだに明確になっていない。

そこで、「1 問題の所在及び本判決の意義」で述べたように、暗号資産は決済のほか権限・情報を表章する利用も増加している現状に鑑み、その法的性質をどのように理解すべきなのかが問題となる⁽¹⁴⁾。以下では平成27年判決及び本稿が考察の対象とする平成30年判決と前後して、暗号資産の法的性質に関してどのような議論がなされてきたのかを簡単に確認する。

(1) 取引所を介さない保有の場合

i) 財産権を承認する見解

まず、①暗号資産を民法上のア)「動産」と対比する見解⁽¹⁵⁾、イ)「物

(14) 以下では、暗号資産の法的性質に関する議論の概要を示すが、議論の詳細は前掲注(6)・原123頁以下も参照。

(15) まず、動産との対比で理解する見解として、平成29年改正前の民法86条3項を類推適用して、暗号資産に動産と類似した性質を与える田中幸弘＝遠藤元一「分散型暗号通貨・貨幣の法的問題と倒産法上の対応・規制の法的枠組み（上）－マウントゴックス社の再生手続開始申立て後の状況を踏まえて－」金融法務事情1995号（2014年）53及び59頁がある。なお、暗号資産は「1 問題の所在及び本判決の意義」で述べたような取引を実行するのに秘密鍵と呼ばれる電子的なキーを要するが、それはパソコンやスマートフォン内のウォレットアプリで管理されるのが通常である。しかし、このような電子的な無体の状態でなく、秘密鍵に該当する情報を用紙に印刷された状態で保有できるペーパーウォレットや一定の持ち運び可能なUSB端末のような機器に秘密鍵が格納されるハードウェアウォレットも存在している。これらの「用紙・機器＝暗号資産」とみることができたとして、これらの有体物の存在を前提とした物権法理の適用の可能性を意識させる指摘として、鈴木尊明「ビットコインを客体とする所有権の成立が否定された事例」新・判例解説Watch法学セミナー増刊19号（2016年）61頁及び小林信明「仮想通貨（ビットコイン）の

権」的な保護を検討する見解⁽¹⁶⁾、あるいは、ウ)「金銭・通貨」などとの対比において、それらの法理を暗号資産に類推適用する見解も主張されている⁽¹⁷⁾。

しかし、暗号資産は無体の財であり、有体物である民法上の「物」(民法85条)とは相いれない。また、現金を前提とすれば金銭や通貨は動産(民法86条2項)であり、動産は民法上の「物」の分類に過ぎないため、有体物であることが前提となる。したがって、①の見解に対しては、有体

取引所が破産した場合の顧客の預け財産の取扱い」金融法研究33号(2017年)76頁が存在する(各論者がこの立場を採用するものではなく、あるべき可能性として指摘されているにとどまる)。一つの見解ではあるが、平成29年改正以前の民法86条3項のように無記名債権即動産・動産即無記名債権といえる関係ほどに、用紙や機器が暗号資産と同視できるのか課題となろう。

- (16) 同じ①説の中でも、動産という性質決定は介さずに物権に準じた法理で暗号資産を取り扱うイの考え方として、片岡義広「仮想通貨の規制法と法的課題(上)」NBL1076号(2016年)58~60頁、片岡義広「仮想通貨の私法的性質の論点」LIBRA17巻4号(2017年)12~14頁、森下哲朗「FinTech時代の金融法のあり方に関する序説的検討」黒沼悦郎=藤田友敬編『企業法の進路 江頭憲治郎先生古稀記念』(有斐閣、2017年)807~808頁、森下哲朗「FinTech法の評価と今後の法制の展開」LIBRA17巻4号(2017年)25頁、森下哲朗「FinTechと法的課題」法学教室440号(2017年)58~59頁、久保田隆編『ブロックチェーンをめぐる実務・政策と法』(中央経済社、2018年)161~163頁[片岡義広]及び片山義広「再説・仮想通貨の私法上の性質—森田論文を踏まえた私見(物権法理の準用)の詳説—」金融法務事情2106号(2019年)10~11頁があるほか、道垣内弘人「仮想通貨の法的性質—担保物としての適格性—」道垣内弘人=片山直也=山口斉昭=青木則幸編『社会の発展と民法学[上巻]—近江幸治先生古稀記念論文集—』(成文堂、2019年)497頁では、暗号資産に対して「自分が他者から承認されている保有単位数を、他の参加者に移転することができる権利」を認め、これが直接・排他的なものであれば有体物以外にも物権的な権利を承認できると述べられている。以上のような物権的な発想を取り入れる諸見解に対し、フランス法の観点から一定の理解を示すものとして、深川裕佳「仮想通貨(暗号通貨)の定義に関する検討」東洋法学62巻3号(2019年)289頁がある。なお、ドイツ法の観点を取り入れたものとして、日本法上の「物」概念の背景に存するドイツ法などにさかのぼり、「物」概念には暗号資産が含まれ、これを所有権の客体とする可能性を論じるものとして、森勇斗「暗号型財産の法的性質に関する『物』概念からの再検討—民法85条の趣旨に関する制定過程からの問いかけ：暗号通貨(仮想通貨)にかかる論議を踏まえ—」一橋研究45巻1・2号合併(2020年)17~18頁がある。
- (17) 金銭や通貨との対比において暗号資産の法的性質を理解しようとする見解として、野村豊弘「暗号通貨の法的問題」法とコンピュータ33号(2015年)34~35頁及び堀川信一「仮想通貨の民法上の位置づけ」大東法学28巻1号(2018年)172頁が存在する。

物に関する規範（特に物権法理など）を、なぜ、無体の財である暗号資産に類推適用できるのかという法的根拠が問われる⁽¹⁸⁾。

そこで、②暗号資産を別の方向から位置付けるために、暗号資産に対して物権以外の「財産権」を認める見解も主張されている。

この見解の内部も暗号資産に対する財産権として、ア) フランス法を参照し、民法上の金銭・通貨的な性質を参照した財産権（物権・債権の上位概念としての財産権）を認める立場⁽¹⁹⁾のほか、民法外にその根拠を求め、

イ) 著作権や社員権を認める立場⁽²⁰⁾、さらに、ウ) 暗号資産は社員権その

(18) たとえば、物権による暗号資産の支配を認める①のア・イ説の理解に課題を投げかけるものとして、森田宏樹「仮想通貨の私法上の性質について」金融法務事情2095号（2018年）15頁及び17頁注16があるほか、前掲注(6)・原126頁以下も参照。なお、金銭との対比で暗号資産を位置付ける①のウ説についてみると、仮に、金銭に認められる所有権が所有と占有の一致などの点で通常の所有権と異なる法理（最判昭和39年1月24日判例時報365号26頁）が妥当するとしても、金銭が法的に人へ帰属する仕組みとしては所有権で説明されており、帰属に関するこの法的仕組み自体を完全に否定するならばともかく、そうでないとすれば、「金銭＝動産＝民法上の物＝有体物＝所有権の客体」という法的枠組みが認められ、このような有体物たる金銭に関する法解釈を暗号資産のような無体の財に及ぼすべきなのか否かはさらに検討を要する。たとえば、民法上に明文規定が存在する物上質権の規定を権利質権に及ぼす場合でさえ、その困難が指摘されている（原謙一「知的財産権の担保化について」日本工業所有権法学会年報第41号 [2018年] 39～40頁）。そうであれば、民法に明文が存在せず解釈で認められた金銭所有権に関する前記の法理を、さらに、解釈によって無体の暗号資産に及ぼすことは、法が最新技術に接続する態度として適切なものであるか否か重要な検討課題といえる。なお、学説上は金銭に関して物権（特に、所有権）による支配を認めたらうで、当該権利に基づいて第三者に移転した金銭の返還請求を行うことまで承認し、金銭所有権に固有の意義を認める立場も有力に存在している（学説は多岐にわたるが、たとえば四宮和夫「物権的価値返還請求権について—金銭の物権法的一側面—」我妻栄先生追悼論文集『私法学の新たな展開』[有斐閣、1975年] 199～205頁を参照）。このような見解と比較すると、占有と所有の一致という観点からの処理を行う前記昭和39年判決は前記学説と隔たりがある。①のウ説においては、金銭に関する以上の解釈論をある程度確定したらうで、どのような見解をどこまでの範囲で暗号資産に応用することができるのか明確にする必要はないだろうか（同様の趣旨を指摘すると思われるものとして、末廣裕亮「仮想通貨の法的性質」法学教室449号 [2018年] 54頁を参照）。

(19) フランス法を参照することで所有権を「人に財産が排他的に帰属する関係」と再構成し、暗号資産はこの再構成された財産権の対象となり、当該財産権の具体的な性質としては金銭や通貨との対比において理解するものとして、前掲注(18)・森田15頁以下が存在する。

(20) 暗号資産に著作権を認めるものとして土屋雅一「ビットコインと税務」税大ジャーナル23号（2014年）76頁があり、社員権を認めるものとして荒牧裕一「暗号通貨

ものではないものの、その実体が振替株式に近いものとみて、振替株式類似の財産権を認める立場などが存在しており、見解は分かれている⁽²¹⁾。

もっとも、ア)については大きな理論的転換を要するし、イ)の著作権説ではビットコインが著作権の発生要件をみたさず、社員権説では社員権そのものと言い難い点がある⁽²²⁾。なお、ア)については、本稿冒頭に記載のとおり暗号資産が決済以上の役割を果たす現状では、これを金銭や通貨のような決済を前提とした法的概念との対比でのみ性質決定してよいのかという点も検討課題である(これは前記①のウ説にも同様の課題といえる)⁽²³⁾。

ビットコインの法的規制に関する諸問題」京都聖母女学院短期大学研究紀要44集(2015年)46～47頁がある。

- (21) ビットコインのような暗号資産は2018年の時点で現実的に決済手段というより投資・投機の目的で保有されることが増加しており、技術的にみるとブロックチェーンへの記録によって移転・帰属を決する無体の財であった。この特徴は同種の目的で保有され、権利の移転・帰属が電磁的に作成された振替口座簿(社債、株式等の振替に関する法律129条6項)への記録によって定まる振替株式に近い。そこで、暗号資産に振替株式と類似した権利関係を承認し、同法の諸規定を類推適用することで暗号資産の移転・帰属(同法140条)及び善意取得(同法144条)の処理などを肯定する見解が本文②のウ説である。この見解を採用するものとして、前掲注(6)・原137頁以下及び原謙一「ブロックチェーンによる法的記録の生成可能性」福岡県土地家屋調査士会報ふくおか124号(2019年)6～7頁を参照。振替株式の規定を類推するとの扱いが可能でも、これが諸外国における暗号資産法制と著しい齟齬を生じることはないか国際協調の観点からは検討課題となろう。なお、国際的な視座につき後掲注(53)も参照。
- (22) アに関して「民法上、物権や債権を包摂するような『財産権』…という上位概念に関する帰属・移転についての法律上の明文規定は無く、あくまでも物権、債権等の類型毎に帰属・移転の法律関係は決められるため、『財産権』の帰属・移転という形で説明をすることはできない」と述べるものとして、金融法委員会「仮想通貨の私法上の位置づけに関する論点整理」(2018年)9頁、<http://www.flb.gr.jp/jdoc/publication55-j.pdf>(最終確認日:2020年6月24日)を参照。また、イ・ウに関しては前掲注(6)・原130～132頁を参照。
- (23) この点につき、前掲注(6)・原130頁を参照。なお、②の諸説の中には、暗号資産は財産的価値であって民事法上の財産としての性質があるほか、財産権による排他的支配まで認められ、金銭的な側面だけでなく、電子的に存在する有価証券上の権利(中でも特に種類物・代替物として取引されるもの)に類似した側面をも有するとの立場も存在している(本多正樹「仮想通貨の民事法上の位置付けに関する一考察(2・完)」民商法雑誌154巻6号[2019年]1211～1212頁を参照)。

ii) 財産権に拘泥しない見解

以上のように、暗号資産の人への帰属に関して財産権を承認する見解のほか、具体的な財産権の有無に拘泥せず、財産権を前面に据えた説明をしていない見解も存在する。

たとえば、③暗号資産はデータ（情報）を暗号化し、送信などができる者に事実上帰属するという説明だけでよく、その法的性質決定は要しないという見解が（実務家を中心として）提唱されている⁽²⁴⁾。この立場は暗号資産の技術を正面から受け止めているとはいえるものの、暗号資産とその保有者の関係について法的に説明できないという課題が存在している⁽²⁵⁾。

また、④ビットコインのような暗号資産は特定のネットワークへの参加が前提となり、そこでのアルゴリズムに従って暗号資産の保有や移転が認められる以上、ネットワーク参加者全員がそこでのアルゴリズムやプログラム・コードへ合意することこそが取引を実現する根拠となると説明する見解も存在している⁽²⁶⁾。しかし、法的効果を企図した合意とネットワークに参加することでなされる技術的合意を同視し得るのかとの疑問が呈されており⁽²⁷⁾、そのような技術的同意から法律関係を生じさせ得るのか⁽²⁸⁾とい

(24) ビットバンク株式会社&『ブロックチェーンの衝撃』編集委員会『ブロックチェーンの衝撃』（日経BP社、2016年）86頁〔芝章浩〕、有吉尚哉ほか編『FinTechビジネスと法 25講—黎明期の今とこれから』（商事法務、2016年）186～188頁〔芝章浩〕、西村あさひ法律事務所編『ファイナンス法大全（下）[全訂版]』（商事法務、2017年）845頁〔芝章浩〕及び後藤出＝渡邊真澄「ビットコインの私法上の位置づけ（総論）」ビジネス法務18巻2号（2018年）116頁を参照。

(25) これを指摘するものとして、得津晶「日本法における仮想通貨の法的諸問題：金銭・所有権・リヴァイアサン」法学81巻2号（2017年）163頁、前掲注(18)・森田23頁及び前掲注(6)・原135、136頁注102がある。

(26) この立場を示すものとして、森田果「電子商取引の支払と決済、電子マネー」松井茂記ほか編『インターネット法』（有斐閣、2015年）223頁、末廣裕亮「仮想通貨—私法上の取扱いについて」ビジネス法務16巻12号（2016年）74頁、末廣裕亮「仮想通貨の私法上の取扱いについて」NBL1090号（2017年）68～69頁及び前掲注(18)・末廣54～55頁を参照。

(27) これを指摘するものとして、前掲注(24)・西村あさひ法律事務所845頁〔芝〕及び前掲注(16)・片山「再説・仮想通貨の私法上の性質」12頁を参照。なお、④の論者の一人も自己の見解が本来の合意や契約と同視し得るか否かという点で課題があることを認める（前掲注(18)・末廣55頁を参照）。

(28) これを指摘するものとして、日本銀行決済機構・金融研究所「『FinTech 勉強

う課題がある。

以上のような課題の指摘をうけ、⑤暗号資産に対する法的保護や説明が必要であり、同時に、約款による一律の契約や制度的契約が存在することを前提に、ネットワーク上のアルゴリズムに対する技術的な合意もできる限り法的な契約として置き換える説明を行う立場が登場する⁽²⁹⁾。この見解は、④と同様にネットワークに参加し、そのプログラム・コードを用いる合意によって、暗号資産(特に、ビットコインを前提とする)のデータを利用する法的地位が人に帰属・移転する(特に、移転については流動性預金口座に対する振込みに類似する)と解する⁽³⁰⁾。

(2) 取引所を介する保有の場合

以上は取引所を介さずに暗号資産が保有される場合の法律構成であった。しかし、これと異なって、顧客が取引所を介して暗号資産の保有に至った場合、顧客が預けた暗号資産は基本的に取引所に帰属するといわれている⁽³¹⁾。

会]における議論の概要」(2017年)8頁、https://www.boj.or.jp/announcements/release_2017/data/re1171207a.pdf(最終確認日:2020年6月24日)、前掲注(18)・森田22頁及び久保田隆「判批」判例時報727号(2019年)147頁などを参照。

- (29) 加毛明「仮想通貨の私法上の法的性質—ビットコインのプログラム・コードとその法的評価」金融法務研究会報告書(33)「仮想通貨に関する私法上・監督法上の諸問題の検討」(2019年)16~26頁を参照。
- (30) 前掲注(29)・加毛27~28頁を参照。この見解はビットコインのプログラム・コードに関する合意を約款や制度的契約と比較するが、制度的契約の論理がビットコインの置かれている状況に合致するか明確にされていないと指摘されている。その指摘の詳細は、小山泰史「民法学のあゆみ 加毛明『仮想通貨の私法上の法的性質—ビットコインのプログラム・コードとその法的評価』」法律時報92巻11号(2020年)146頁を参照。なお、本文の④・⑤説のように人と人との合意に近づけた理解に先駆けて、ドイツ法においてビットコインの妥当根拠が関係当事者の認識や意思表示と関連することをいち早く指摘するものとして、Karl-Friedrich Lenz「新インターネット通貨Bitcoinの法的問題—EU法・ドイツ法を中心に」青山法務研究論集7号(2013年)12頁がある。
- (31) 本多正樹「仮想通貨の民事法上の位置付けに関する一考察(1)」民商法雑誌154巻5号(2018年)949及び951頁を参照(一定の例外につき953~954頁を参照)。このように、預けられた暗号資産の帰属先が取引所だとすると、どのような法的論理で取引所に暗号資産が帰属するのか問題となり、この点を信託によって説明するものとして、たとえば、前掲注(28)・久保田148頁があるものの、後掲注(39)のように、

そのため、この場合には顧客自身が取引所に預けた暗号資産の帰属先となることはなく、取引所との契約に基づく債権を通じて暗号資産に関する指図を行うケースがほとんどであろう⁽³²⁾。

4 検討

(1) コイン債権についての判示

では、本稿が考察対象とする平成30年判決についてどのように考えるべきか。

まず、平成30年判決は、【判旨】1-①において、その後の判示の前提として、ビットコインは①（資金決済法が特に想定する）決済に用いられ、かつ、②電子的に移転する存在であることを前提としている。そのうえで、【判旨】1-②で「ビットコイン（電磁的記録）を有する者の権利の法的性質については…ビットコインを仮想通貨として認める場合においては、通貨類似の取扱いをすることを求める債権」であると述べている。

前記のとおり、ビットコインを構成するトークンという技術の応用可能性は多様であり、決済目的で用いられるならばペイメント・トークンと呼ばれ、これが資金決済法上の仮想通貨（現：暗号資産）に該当するに過ぎない。したがって、ビットコインが決済以外で利用される場合（ユーティリティ・トークンやセキュリティ・トークンの場合）には、資金決済法上の仮想通貨（現：暗号資産）と異なる目的・態様で利用されることがあることも既に指摘したとおりである。

このように、ビットコインのようなトークン技術の利用に関して多様な選択肢がある中で、平成30年判決で問題となったビットコインは決済に限定したペイメント・トークンとして評価されたというのが①の①部分における判示といえよう。つまり、平成30年判決で問題となったビットコイン

本文（1）記載の各見解が取引所との関係で検討される余地もあろう。

(32) このような取引所との契約や取引所に対する債権を認めるものとして、前掲注(26)・末廣「仮想通貨の私法上の取扱いについて」70頁、前掲注(18)・末廣57頁、前掲注(16)・道垣内496頁及び得津晶「判批」ジュリスト1535号（2019年）109頁などを参照。

については、ユーティリティ・トークンやセキュリティ・トークンではないことを明確にしているのである。

このように決済に限定した趣旨でビットコインを扱う者らの間では、このコインを「通貨類似」の扱いをするよう請求することになり、平成30年判決ではこれを内容とした債権(コイン債権)が存在すると判断されている。なお、^aの^②でみたように、ビットコインを仮想通貨と扱うならば、これが電子的に移転するものであることが前提となる。

もっとも、コイン債権はビットコインを取引所に預けたXから破産会社に対する債権なのか否か、^bの判示からはかならずしも明確でない。とはいえ、^bでは、この債権が破産法103条2項1号の破産債権に該当することが前提とされ、しかも、^dにおいて、Xが破産会社に対するビットコインの返還請求権を破産債権であると届け出たところ、それをもって「コイン債権について…破産債権として届け出た」と評価されている。

これらのことから、平成30年判決の述べる「コイン債権」とは、Xから破産会社に対して認められる債権であることが理解できるのではないか。この点を他の判示とあわせ考えると、平成30年判決は、Xから破産会社に対してコイン債権を認め、この債権はビットコインを仮想通貨とみるなら、その決済機能ゆえに通貨類似に扱うべきとXから破産会社に求めることができる請求権と解されている。

このように、コイン債権がXと破産会社の間においてビットコインを通貨類似に扱うよう求めるに過ぎない権利だと考えると、この債権に基づいて求めることができるのは、文字通りであれば、法的にビットコインを通貨同様に処理するということだけである。

しかし、破産会社の手元にXのコイン債権に紐づいたビットコインが存在しないなら、もはや、Xはコイン債権に基づいて破産会社に「ビットコイン＝通貨」と扱うよう請求をする余地は無いことになろう(コイン消失に関して、破産会社がXへ金銭賠償の債務を負う余地があるとしても、それは事後処理の問題である⁽³³⁾)。

(33) このような損害賠償請求の可能性を述べるものとして、金融・商事判例1539号の匿

よって、破産会社の手元からビットコインが電子的に移転すれば、もはや、ビットコインを手元に置かない破産会社に対して、Xは上記のような扱いを請求する余地はなく、むしろ、コイン債権はビットコインの電子的記録とともに新たな保有者に移転すると解されている（【判旨】1-㉔及び㉕の判示）。

（２）判示の暗黙の前提

判決を前記（１）のように理解しても、そこには明示されない前提があり、一定の疑問が生じる。まず、ビットコインは誰に帰属し（後掲 i）、次に、そのコインの第三者への移転に伴って、どのような論理でコイン債権まで同時に移転するのか（後掲 ii）、という点に疑問が生じる。

i) ビットコインの人への帰属（財の人への帰属）について

ア) まず、平成30年判決を次のように理解してみる。すなわち、コイン債権は「ビットコイン（電磁的記録）が電子情報処理組織を用いて移転したときは、その性質上、一緒に移転する」と述べられているところ（【判旨】1-㉔部分）、「その性質」とは「ビットコイン＝通貨」との扱いを行うコイン債権の性質と理解するのである。

こうして、ビットコインは通貨（金銭）と同様の扱いとなり、金銭のように占有と所有の一致という論理の適用が可能となる。つまり、ビットコインが破産会社から第三者へ移転すれば、その所在（ブロックチェーン上に記録された第三者）にコインが帰属する性質があると考えられることになる⁽³⁴⁾。前述の3-（1）i）ウ説のように暗号資産を金銭に類似したものと理解すると、まさに以上のような処理となる⁽³⁵⁾。

名解説11頁及び前掲注(10)・松嶋93頁注11を参照。

(34) 前掲注(10)・松嶋92頁、前掲注(28)・久保田148頁及び石毛和夫「判批」銀行法務21854号（2020年）47頁が本文のような可能性を指摘する。

(35) 3-（1）i）①ウ説：前掲注(17)・堀川175頁のほか、通貨に類似した財産権を承認する3-（1）i）②ア説：前掲注(18)・森田20及び23頁も占有と所有の一致の論理に理解を示す。そのほかにも、暗号資産に占有と所有の一致やそれに近い取扱いを認めるものとして、たとえば、3-（1）ii）③説：前掲注(24)・有吉ほか編

たしかに、平成30年判決は前記のとおりビットコインを通貨類似に扱う債権を認め、ビットコインが第三者へ移転することで、関連する法律関係が第三者へ移転すると述べる。これは、あたかも占有と所有が一致するという財の帰属に関する論理を背景としているようにも見える。この点で判決は学説との接点を感じさせる。

しかし、以上の処理はビットコインの新たな所在にその法的権限が帰属することを導くとしても、そこで帰属するのはコインの排他的支配権限であり、コインの旧保有者の契約上の債務まで当然に第三者へ帰属するものではない。したがって、先の処理は第三者へのビットコインの帰属(財の人への帰属)を法的に説明するものの、ビットコインという財をめぐるXと破産会社間に生じた債権・債務関係(人と人の中で生じる財をめぐる法律関係)の移転・帰属に関する法的説明にはならない。

よって、平成30年判決が前記のような占有と所有の一致まで視野に入れているとすれば、財の人への帰属論理と人同士の契約法・債権法の論理を混同しているようにもみえる⁽³⁶⁾。

イ) しかし、平成30年判決は占有と所有の一致を明言するわけではない。したがって、この判決はビットコインの帰属に関する論理の詳細にこだわることなく判示したとも考えられる。このように考えると、判決は財が人へ帰属するための論理を特に考慮していないことになり、前記の混同までは生じていないともいえそうである。

学説では、第三者へ暗号資産が不正に移転されても、当該資産がブロックチェーン上に記録された以上、当該第三者へ帰属するとの見方が多い⁽³⁷⁾。

『FinTechビジネスと法 25講』189頁 [芝] 及び前掲注(24)・西村あさひ法律事務所編『ファイナンス法大全』 [芝] 852頁、④説：前掲注(26)・森田・223頁、前掲注(26)・末廣「仮想通貨の私法上の取扱いについて」70頁及び前掲注(18)・末廣56頁並びに⑤説：前掲注(29)・加毛28頁などが存在する。対して、他の学説は占有と所有の一致ではなく、即時取得や善意取得の規定を類推することで暗号資産の流通性を確保しようとする(特に、善意取得につき前掲注(6)・原142頁を参照)。

(36) このことを指摘するものとして、前掲注(32)・得津109～110頁を参照。

(37) 学説の多くは不正取得者へのビットコインの帰属を必ずしも否定しない。たとえば、暗号資産の不正取得者にも一応はその権限が帰属する可能性を前提としているように思われるものとして、前掲注(16)・片岡「仮想通貨の私法的性質の論点」

というのも、暗号資産は前記1で述べたように秘密鍵を用いる者にだけ取引可能であり、不正な流出であっても第三者に秘密鍵が渡った以上、当該資産は第三者のみが取引可能となるからである⁽³⁸⁾。

この帰属の論理に従うと、破産会社の手元にXの預けたビットコインがほとんど存在しない平成30年判決では、このコインの帰属に関する法的な詳細はどうあれ、結局、破産会社の手元から移転したコインは第三者へ帰属することになる。このように学説で共有される帰属論理の一部を暗黙の前提とすれば、ビットコインは第三者に帰属し、Xが破産会社に存在しない同コインの扱いを求める余地はない。このような内容を述べるとみれば、平成30年判決は学説のいずれかの立場を採用するものでも、そこに新たなメニューを追加するものでもないといえる。

とはいえ、前記2－(1)でみたように、平成30年判決と平成27年判決は一方当事者が共通し、平成27年判決はビットコインの帰属論理に課題を残していた。同時に、平成30年判決はア)に記載したとおり、論理の混同可能性も指摘される。未解明の課題を明らかにすることで誤解を招かないよう配慮するなら、ビットコインが誰にどのような論理で帰属するかの判示が期待されていたといえる⁽³⁹⁾。

15頁、前掲注(17)・堀川174～175頁、前掲注(18)・森田20頁、前掲注(24)・有吉ほか編『FinTechビジネスと法 25講』189頁〔芝〕、前掲注(26)・森田223頁、前掲注(6)・原90、142頁、前掲注(26)・末廣「仮想通貨の私法上の取扱いについて」70頁、前掲注(18)・末廣55頁及び前掲注(29)・加毛29頁などを参照。

(38) より詳しく述べると、暗号資産はパソコン、タブレットまたはスマートフォンなどの電子媒体内に構成されるウォレットで取引され、取引のためにはウォレットが自動で作成する秘密鍵が必要となる（技術の詳細は前掲注(6)・原83～90頁を参照）。したがって、平成30年判決のように顧客から暗号資産を預かる破産会社が単一のウォレットでXのビットコインを含む他のあらゆる顧客コインを一元管理し、その取引のための秘密鍵を有していたならば、それらのビットコインを破産会社だけが自由に移転できる状態であったといえ、ビットコインが第三者へ移転すれば、今度はその秘密鍵を保有する第三者のみが移転できる状態となる。なお、破産会社が顧客のコインを一元管理していたことは、たとえば、「顧客資金 分別管理せず」日本経済新聞2015年8月2日朝刊31面を参照。また、このような管理状態であれば、破産会社が顧客のビットコインも移転可能であったことに言及するものとして、前掲注(15)・小林76頁を参照。

(39) たしかに、取引所を介したビットコインの扱いを問題とする場合、そのコインの秘密鍵を保有するのは平成30年判決の破産会社のような取引所であり（一般的な取

ii) コイン債権(財をめぐる人と人の法律関係)について

i) のイ) で述べたように、平成30年判決において、ビットコインが第三者に移転・帰属しているという前提を採用するならば、このコインの移転後は破産会社に当該コインが帰属する余地はない。コインの法的帰属先でない破産会社に対して、Xが「ビットコイン＝通貨」と扱うよう請求することは素朴に考えれば意味を持たない。

しかし、破産会社がコイン債権の内容を実現できないことは、その後にXと破産会社の関係をどのように処理すべきか(Xに損害を観念して破産会社への損害賠償請求をするかなど)という問題としてはともかく、Xの破産会社に対するコイン債権が第三者へ移転することの法的説明として不足があることはすでに述べた。

平成30年判決が前述のような素朴な発想に基づいてのみ、破産会社ではなく第三者(ビットコインの現帰属先)へコイン債権を帰属させると述べたものとは考えにくい。したがって、コイン債権がXと破産会社の契約上生じたものであるとすれば、その移転を法的に説明するなら「契約上の地位の移転」(民法539条の2)に伴うと考えることも可能だろう。

もっとも、平成30年判決は破産会社と第三者間における事実関係も、契約上の地位の移転の存否も、いずれも明らかにしていない⁽⁴⁰⁾。それどころ

引所と利用者の関係について増島雅和＝堀天子『暗号資産の法律』[中央経済社、2020年] 42～43頁を参照、また、平成30年判決における関係については前掲注(38)を参照)、このような取引所にコインが帰属する以上、預けたビットコインの保有にかかるネットワークへ直接関与しないXのような利用者に関して、前記3-(1)の諸学説のような帰属の論理は問題とならない。しかし、取引所にビットコインが帰属する論理はなお問題になり、そのコインが取引所から第三者へ完全に移転し、第三者が取引所を介さないコインの保有をするならば、第三者についてもコインが帰属するための法的論理が問題となる。これらの問題点とも関係する以上、暗号資産が人に帰属する論理についての実務的回答が期待されていたといえる。

(40) このような第三者との取引につき弁済との関係で事実認定が不足することを指摘するものとして、前掲注(32)・得津110頁がある。なお、これと異なり破産会社の契約上の地位が第三者に移転されたと考えると、そのような第三者への移転に際しては契約の他方当事者Xの同意が必要となる(民法539条の2、この条文は平成29年改正によって新設されたものの、改正以前の契約上の地位の移転が三面契約あるいは譲渡人と譲受人の譲渡契約に加えて相手方の承諾を要すると解されてきたことが判例・通説であり、これを明文化したものであることにつき、潮見佳男『新

か、Xと破産会社の間において、コイン債権そのものを発生させるに足る合意が存在したのか否かも不明である。

したがって、平成30年判決の述べるコイン債権は、その移転の論理だけでなく、債権の内容や発生原因に関する事実認定・法的説明のいずれも乏しく、それらを明らかにすることが求められるものの⁽⁴¹⁾、次のような観点から一定の説明をする余地はないだろうか。

まず、ビットコインとは電子的な秘密鍵の移転とそのブロックチェーン上の記録によって帰属先を変更するものであった。そこで、【判旨】1-©部分（コイン債権は「ビットコイン（電磁的記録）が電子情報処理組織を用いて移転したときは、その性質上、一緒に移転する」）で述べられた「性質」とは、以上の電子的に移転するビットコインの性質とみることもできる。

すなわち、ビットコインのように秘密鍵を契機とした電子的移転によって帰属先が変更するという性質からすれば、ビットコインに関連するコイン債権はコイン自体と一緒に移転するということである。この結論は、以下のような事情によって法的に正当化する余地がある。

第1に、ビットコインが秘密鍵での電子的移転によって帰属先が変更されるとの性質がある以上、このような財を扱う者は誰でも、一連の移転の仕組みを認識すべきであるとの前提にたてば、ビットコインが第三者へ移転されると、当該コインは移転元（平成30年判決では破産会社）での取扱いが不可能になる（それゆえ、第三者の扱いに従う）ことを誰しもが覚悟すべき事情がある。

これを前提として第2に、当該コインの取扱いが第三者へ移転するならば、Xはコインに関連する法律関係も第三者に移転すると期待してやむを得ない。また、このコインを通貨と扱うとの破産会社の債務はコインを実際に扱う者しか実現できない以上、破産会社も前記債務はコインを取り扱

債権総論Ⅱ】〔信山社、2017年〕530～531頁及びその注22・23を参照）、Xがこの同意を与えていたか否かも平成30年判決では判然としない。

(41) 同様の指摘と思われるものとして、森下哲朗「判研」現代消費者法41号69頁がある。

う第三者こそ履行すると期待せざるを得ず、不正取得した第三者がこれらの期待を拒否できる立場になく、受け入れるべきとの事情もある。

このように考えると、Xはビットコインの移転にともなう契約上の地位の移転を事前かつ黙示的に同意していたといえるし⁽⁴²⁾、この地位の移転は破産会社と第三者との間でも受け入れるべき状態にあったといえる。こうして、ビットコインの移転と帰属に関する性質から、その関係当事者全員の合意を仮定し、Xと破産会社間の契約上の地位(そこに含まれる債権・債務関係)が第三者に移転するとみる余地はあるかもしれない⁽⁴³⁾。

とはいえ、ビットコインの技術的仕組みがある程度社会に共有され、それを前提に取引所からの不正流出事件が頻発している現在ならばともかく⁽⁴⁴⁾、平成30年判決の発生した当時(平成26年当時)は、ビットコインの技術も不正流出の可能性もいずれも一般的に認識されていなかった。

そうであれば、取引所の利用者がビットコインの流出を前提として前記の認識や覚悟を有していたとはいいきれず、これを前提に契約上の地位が移転したと考えることには限界がある。また、このような処理は(ビットコインの不正取得者についてはともかく)Xのようにコインを預けた者に

(42) 契約上の地位の移転に関する同意は当事者の意思に基づく限り事前になされたものでも良いとされる。これを述べるものとして、前掲注(40)・潮見530頁がある。

(43) なお、平成30年判決と異なり、ビットコインのハードフォーク(ビットコインの用いるブロックチェーンが恒久的に分割されること)によって、そのブロックチェーンを用いていたビットコインが二つに分裂することがあり、このハードフォークによって旧コインから分裂した新コインが生じた場合、顧客と取引所の間において、取引所が新コインを顧客に付与する黙示的合意が存在するか否か争われた事例がある。ここでは取引所の技術的な前提が整っていないことなどを理由として顧客へ新コインを付与・移転する黙示的合意が無いとされている(東京地判令和元年12月20日金融・商事判例1590号41頁)。これは平成30年判決と問題状況を異にするものの、暗号資産のような高度な技術が関連する財については、その技術的前提の整備とそれに対する理解の共有が常に重要となることをうかがわせる判決といえる。この発想を基礎とすれば、平成30年判決において技術が関係者に共有されていることを暗黙の前提とした本文の論理を採用する余地があると思われる(ただし、本文で後述のように、その論理には一定の限界があろう)。

(44) たとえば、平成30年1月にはコインチェックから580億円もの暗号資産NEMが流出し、同年9月にはテックビューロが運営する交換所から約70億円分の暗号資産も流出している。その後も、平成31年7月にはビットポイントジャパンから約35億円分の暗号資産が流出している。

とって酷な結果を導くことになる（不正取得者が取引所と同等の役割を果たすことは考えられないからである⁽⁴⁵⁾）。

よって、平成30年判決は i) のイのような暗黙の前提を含んだ処理を行うのではなく、Xの債権の内容や発生根拠をより明確にしたうえで、破産債権の存否の前提となる債権の移転に大きく関連する事実認定や法的論理を明示する必要があったことを改めて指摘できる。以上が控訴審で明確化されることを期待したい。

ただ、平成30年判決では、(3)で後述のように一定の確認手段を経てXの破産債権がそもそも存在しないか、存在するとしても当該債権に対応するビットコインがほとんど残存しないと判断された。債権もコインも破産会社に残存しないことを前提としてしまえば、それらの移転などに関する論理の詳細は破産債権額に大きな影響はなく、ますますこの論理が重視されなかったという可能性もある。

そこで、ひとまず破産債権額の認否という問題に視点を移し、平成30年判決において適切な調査が行われたのか否かについて検討を行う。

(45) 特に、現在は取引所の開設にあたって、内閣総理大臣の登録を受けること（資金決済法63条の2）や業務遂行に必要な財産的基礎を要すること（同法63条の5第1項3号）が法定されている。このような規定が存在する現時点では、取引所からビットコインを不正に取得した者がただちに取引所に代わって同等の立場で同等の業務を行うとみることは困難であり、そうであれば、判決時点と異なる現時点では本文のような論理でコイン債権が第三者に帰属することを認めたところで、ますますXにとって酷な結果となろう。なお、契約上の地位の移転にもなる債権移転を完全に否定すると、Xから取引所に対する各種の債権は存続していることになる。債権は弁済がなされると消滅するものの、第三者がXの意思と無関係に取引所からビットコインを不正に引き出したところで、取引所はXへ本旨弁済を行ったことにはならない（本判決の後に同様の論理を明示するものとして東京地判平成31年1月25日判例時報2436号68頁がある、同判決の解説として、原謙一「仮想通貨（暗号資産）と機密取得・不正取引防止のためのシステム構築義務（東京地判平成31・1・25）」現代消費者法49巻（2020年）104頁以下を参照）。また、取引所から第三者へのコイン流出が民法478条の適用を受けるならば、Xの取引所に対する債権が消滅する可能性はあるものの、本件に即して同法478条の成立を否定するものとして、前掲注(32)・得津110頁がある。

(3) 債権額の認否

さて、平成30年判決は【判旨】2記載のとおり、取引所のデータベースを利用してX届出の債権について確認している。この点について、取引所を運営する破産会社の代表者が刑事責任を追及されていることに鑑みれば、このデータベースそのものが正確なものとは断定しがたいことを理由に、破産会社にとって不利益な方向で証拠評価すべきであったとの指摘もある。もっとも、この立場をとる論者も基本的な立証責任はXにあるため、Xが立証に成功していない以上、判決の結論自体まで否定するものではない⁽⁴⁶⁾。

2- (2) で指摘したように、破産会社の代表者に関する刑事事件は控訴中であり、1審の有罪部分についても否定的な見解がある。また、刑事の判断は平成30年判決以後のものである。したがって、関連する刑事裁判とはいえ、そこから離れて考えれば、やはり、原則どおりにXの立証が至らなければ平成30年判決の結論自体はやむを得ないものであったように思われる。それでもなお、判示に物足りなさがあるとすれば⁽⁴⁷⁾、それは高度に専門的な判断が必要となる事案において、なによりも当事者にとって納得のいく確認作業を行うための手段を今後どのように講じていくのか(確認のための技術をどのように採用し、それをどう正確に判示に活かすべきなのか)⁽⁴⁸⁾という点に尽きるように思われる。

(46) 前掲注(32)・得津111頁を参照。

(47) こうした見解につき、前掲注(41)・森下70頁を参照。

(48) もっとも、高度な技術の正確な調査・証明は取引所側だけが留意すべき事項ではなく、その利用者(平成30年判決でいえばX)の側でも取引履歴を随時保存するなどの対策が必要となる。これを指摘するものとして、前掲注(28)・久保田148頁及び前掲注(32)・得津111頁を参照。なお、取引所を通じた暗号資産の保有は平成30年判決当時の破産会社と同様に、現在も取引所が自己のウォレットで顧客のビットコインを一元管理し、その取引のための秘密鍵を有している状態である(この点につき、前掲注(39)・増島=堀42頁及び前掲注(31)・本多948~949頁を参照)。ただ、このように一元管理された顧客コインは取引所自身のコインと分別管理され(資金決済法63条の11第2項第1文、同法63条の11の2、暗号資産府令27条1項)、一元化された顧客のコインは、どの顧客の保有にかかるとを直ちに判別できるような形で帳簿管理される(暗号資産府令27条1項1号括弧書)。この帳簿は取引所内部の電子帳簿に過ぎず、ブロックチェーンと紐づいていないので、取引所が預かる個々の顧客ビットコインが取引所内部で帳簿上に新たに記録されても、それはブロックチェーン上に反映されない(前掲注(39)・増島=堀42頁及び前掲注(31)・本多949

なお、破産法103条2項1号イの「金銭の支払いを目的としない債権」とは、財産上の請求権ではあるものの、金銭評価をとまわなければ破産手続に参加し得ないものであり、ア)物の引渡請求権、イ)役務提供請求権またはウ)代替的作為請求権などが該当するといわれる⁽⁴⁹⁾。

平成30年判決は、【判示】1-④において、X主張のビットコイン返還請求権について「ビットコイン自体は電磁的記録であって返還」できないため、この返還請求権ではなくコイン債権について、Xが破産債権の届け出をしたものと判断している。

コイン債権は無体の財であるビットコインに関して通貨同様の取り扱いを求める請求権であり、財産に関する側面を有するものの、ただちに金銭価値が明確になる類の債権ではない。そこで、この債権は破産法103条2項1号イの典型例である前記ア～ウの債権と同様、破産手続開始時に評価及び金銭化が必要である。

このように考えると、平成30年判決が認めたコイン債権には前述のよう

頁がこれを指摘する)。したがって、顧客のためのビットコインの移転は取引所のウォレットからの移転（あるいは取引所のウォレットへの移転）という形でしかブロックチェーン上に記録されず、取引所内部で一元管理している顧客コインの個々の帰属はブロックチェーンに記録されないのである。よって、顧客は自己のコインを取引所に預けた場合、そこで一元管理されたコインが外部に不正流出しても、ブロックチェーン上の記録をたどることで自己のコインの移転先を正確に確認することはできない場合もある。そうだとすれば、顧客が自己防衛や証明のために随時行うべき対策といっても、前述のように取引所内部の記録確認・保存ということになる。とはいえ、そのほかに不正流出への対策がないわけではなく、たとえば、自己保有の暗号資産を全て取引所に預けず、一部は自己のウォレット（とりわけ、インターネットに常時接続していないハードウェアウォレットまたはペーパーウォレット）で管理するなどの対策もある。もともと、現在は取引所からの暗号資産流出に対応するため、取引所が一定数の暗号資産を事前に確保し、顧客コインを補填できるよう準備することが法定されており（資金決済法63条の11の2、同法63条の19の2第1項及び暗号資産府令29条）、平成30年判決の事案が発生した当時よりも不正流出への対策が整っている。

(49) 竹下守夫編集代表『大コンメンタール破産法』（青林書院、2007年）431頁〔堂蘭幹一郎〕、山本克己＝小久保孝雄＝中井康之『新基本法コンメンタール破産法』（日本評論社、2014年）233～234頁〔青木哲〕、田原睦夫＝山本和彦監修・全国倒産処理弁護士ネットワーク編『注釈破産法（上）』（きんざい、2015年）682～683頁〔浦田和栄〕、伊藤眞『破産法・民事再生法（第4版）』（有斐閣、2018年）285頁及び伊藤眞＝岡正晶＝田原睦夫＝中井康之＝林道春＝松下淳一＝森宏司『条解 破産法〔第3版〕』（弘文堂、2020年）783頁を参照。

な問題が多いものの、その債権自体が破産法103条2項1号イに該当することは承認すべきと思われる⁽⁵⁰⁾。

5 残された課題

平成30年判決は占有と所有の一致という暗号資産の帰属に関する論理を明示はしておらず、学説の論理の帰結を暗黙の前提としているように思われる。すなわち、取引所から第三者に移転した暗号資産は第三者に帰属し、その扱いに服することを暗に前提とすれば、もはや、顧客が取引所に暗号資産の通貨的扱いを求める(コイン債権を行使する)法的意義がないということになる。

この意味では、判決はビットコインに代表される暗号資産に関する私法上の性質や扱いを明確にしたものではないといえる。つまり、暗号資産に対して財産権を認め得るのか否かという、同資産の人への帰属論理に関する課題が存在することを意識させる判示ではあったものの、この点に関する法的判断を明示するものではなかった。

とはいえ、同判決は取引所と暗号資産を預けた者の間に債権が存在することは述べており、取引所との法律関係を明確にする点では意義があろう。それでも、この債権の内容や債権の帰属先(契約上の地位の移転にともない債権が第三者へ移転するのか)について、前提となる事実関係を明示していないという課題もあり、債権をめぐる法律論も明快でない。

特に、コイン債権が第三者へ移転しておらず、取引所に対して残存しており、同債権が損害賠償請求権に転化したと考えるのであれば、破産債権の存否との関係でも検討課題が残るため、平成30年判決は諸々の点で課題

(50) 本文と同様の立場と思われるものとして、前掲注(32)・得津110頁、前掲注(49)・伊藤285頁注61及び前掲注(49)・伊藤ほか『条解 破産法 [第3版]』783頁があるものの、その根拠を明確化すべきという指摘として、前掲注(41)・森下69頁及び前掲注(28)・久保田147～148頁があり、平成30年判決が承認したコイン債権以外の他の債権をもって破産債権とする可能性に言及するものとして、前掲注(10)・松嶋91頁を参照。

を残したものとなっている。

コイン債権や破産債権については本判決特有の課題である。しかし、暗号資産の私法上の性質・扱いという課題（＝財産権の成否）は、暗号資産を権利質権（民法362条）の対象とし得るか、また、隣接分野でいえば、財産権の存在が前提となる電子計算機器使用詐欺罪（刑法246条の2）は暗号資産について成立し得るかなどの個別問題とも関連する一般的な法的課題である⁽⁵¹⁾。

もちろん、暗号資産の私法上の性質などを決定したからといって、この資産との関連で生じる前記の個別問題（さらに、その他の関連問題）に対する解答が一挙に示されるとの過剰な期待は禁物である。

他方で、各種の問題解決の基準を明確にすることに注力するあまり、実利に即して問題点毎に暗号資産の法的性質を激変させ、それを抽象化した結果、暗号資産とは何かが逆に不明確になることも避けるべきである。なぜなら、暗号資産が法的にどうあるべきかという慎重な議論とそこでの一貫性を欠けば、私法上の無体財の位置づけを見失い、息の長い、そして、すそ野の広い議論が途絶えることにもなりかねないからである。

つまり、法の世界に登場して間もない暗号資産が、今後はその意義を失うのか、それとも、金銭や有価証券のように社会に定着して法律に書き込まれていくのか、それは今のところ判然としない。しかし、だからこそ後者の可能性も視野に入れ、中長期的に私法領域における新たな無体の財の位置づけを検討するなら、暗号資産とは何かという問いは現実の利益と理論的な整理の双方を見極めた議論を要する。

その意味で、技術が進展する現代において、暗号資産という新たな財の私法領域における性質や扱いは慎重な検討が進められるべき課題である。そして、本稿でも指摘したように、暗号資産に関連する刑事事件まで登場しており、この課題は本来の領域を超えた場面でも意識されるべきものと

(51) これを指摘するものとして、芝章浩「権利を表章しないトークンの民事法上の取扱い」ビジネス法務20巻1号（2020年）124～125頁を参照。

なっていく可能性を考慮すると、いっそう解明不可避なものとなる⁽⁵²⁾。

さらに、近時議論が盛んなトークンを用いた暗号資産の応用発展的な事例(スマートコントラクトなど)の法的性質についても、この議論が影響を及ぼす可能性があり、平成30年判決後に残された課題は大きい。

とはいえ、暗号資産は国家をまたいでの利用が容易な財であり、むやみに日本国内だけの議論をもって私法上の性質を確定すればよいというものではなく、国際協調の観点も十分に視野に入れつつ、検討を深めることが必要であり、この点も平成30年判決が今後に残した課題といえる⁽⁵³⁾。

(本稿は公益財団法人トラスト未来フォーラムからの助成による研究成果の一部である。)

【補足】

脱稿後、前田雅英「MTGOX虚偽データ事件—ビットコインと私電磁的記録不正作出～東京高判令和2年6月11日私電磁的記録不正作出・同供用被告事件～」WLJ判例コラム222号(2021年、文献番号2021WLJCC001)に触れた。本文で指摘した刑事事件(平成31年判決)の控訴審において原審同様の判断がなされたようであるが、本文で述べたように刑事事件の判断が本稿の考察対象である平成30年判決に及ぶ可能性は低い(前掲・前田1頁では、いまだに事件の全貌は不明確であるとされる以上、やむを得ない)。

(52) 暗号資産の帰属や支配という観点から、暗号資産の法的性質の解明を不可避と考えるものとして、松尾弘「判批」法学セミナー763号(2018年)122頁がある。

(53) 同種の指摘をするものとして、たとえば、岡田仁志「ビットコインに関する誤解」ITUジャーナル44巻12号(2014年)6頁及び前掲注(28)・久保田147頁を参照。この点については別稿を準備中である。この点と関連し、「Cryptocurrencies entrusted to an exchange provider: Shielded from the provider's bankruptcy?」Charl Hugo (ed.) Annual Banking Law Update 2018: Recent Legal Developments of Special Interest to Banks (Juta, 2018) pp. 5-6では、暗号資産の譲渡などに関するに日本法上の規定が存在しないものの、登録された無体の財(温暖化対策推進法上の算定割当量や振替株式など)に関する規律を暗号資産に類推適用する可能性が述べられており、国際私法学からの指摘として注目したい。なお、中央銀行デジタル通貨(暗号資産と異なり法定通貨建てとなっているデジタルな通貨)の法的位置づけにつき、国際協調の観点を加味したうえで暗号資産の私法上の性質決定に関する議論を参照した検討を行うものとして、玄唯真「中央銀行デジタル通貨の法的基礎づけに関する一試論」比較法雑誌54巻2号(2020年)60頁以下が存在する。このように、暗号資産の私法上の性質・扱いという課題が他のデジタルな財にまで影響する可能性があるという点からも、この課題に関する議論を深めることが急務といえよう。